

6) 特定防災街区整備地区内の建築物に関する規制の合理化(法第67条第1項)

## 5. その他所要の改正内容

1) 計画通知手続きの合理化(法第18条)

2) 共同住宅等の界壁に関する遮音規制の合理化(法第30条)

3) 接道規制の特例許可手続きの合理化(法第43条第2項第1号)

4) 用途規制の特例許可手続きの合理化(法第48条第16項第2号)

従来、用途規制に関する特定行政庁の特例許可の際には、公開意見聴取に加えて、建築審査会の同意が必要とされてきた。

今般、用途規制に関する特定行政庁の特例許可に関し、許可の実績の蓄積があるものとして、

○政令で規定された用途の建築物であり、

○省令で規定された環境の悪化の防止措置(騒音や振動対策等)が講じられた建築物

については、建築審査会の同意を不要とした。

5) 老人ホーム等に係る容積率制限の合理化(法第52条第6項)

従来、共同住宅の共用の廊下・階段の用に供する部分は容積率の算定基礎となる床面積から除外することとされてきた。

今般、老人ホーム等の共用の廊下・階段の用に供する部分についても、同様に容積率の算定基礎となる床面積から除外することとした。

6) 日影規制の特例許可手続きの合理化(法第56条の2第1項)

7) 仮設建築物に適用する規制の合理化(法第85条第5項)

8) 仮設興行場等の仮設建築物の設置期間の特例(法第85条第6項及び第7項)

従来、仮設興行場等の仮設建築物については、1年以内の期間でその建築を許可することができるとうえで、建築基準法の一部の規定を適用除外としてきた。

今般、国際的規模の競技会等の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の仮設建築物は、特定行政庁が建築審査会の同意を得て認めた場合には、1年を超えることができることとした。

## 6. 施行日

2. 5)、4. 3)、5. 1)、5. 3)、5. 5)、5. 6)、5. 7)、5. 8)の項目については、公布日から3ヵ月以内の政令で定める日に施行し、その他の事項については、公布日から1年以内の政令で定める日に施行する。

## 7. おわりに

現在、改正法に基づく政省令・告示の改正・制定を早急に進めているところである。

今回の改正においては、建築物・市街地の安全性の確保、既存建築ストックの活用、木造建築物の整備の推進の3点を柱とした見直しが図られた。これらの建築基準の合理化が、さらなる建築活動の円滑化に資することが期待される。

詰 碁

出題 土井 誠 八段

黒 先

[ヒント]  
一見白が活着しているようですが、白のダメツマリをねらう好手があります。

[あなたの棋力は?]  
5分……………三段  
(解答は88頁)

詰 将 棋

出題 石田 和雄 九段

[ヒント]  
上部脱出は阻止して下さい。

[あなたの棋力は?]  
5分……………二段  
10分……………初段  
(解答は88頁)